

多面的機能支払交付金
中山間地域等直接支払交付金) による災害復旧について

～ 自己負担なしで実施できるメリットがあります ～

- ① 交付金の範囲内で、活動組織・集落協定の判断により、農地・農業用施設の災害復旧を実施することができます。(多面・中山間)
- ② 災害復旧にかかる外注費や日当、資材代等を交付金から支払うことができます。(多面・中山間)
- ③ 今回の災害に特例措置が適用されたため、本来計画した事業よりも災害の応急復旧を優先することが可能となり、必須項目が未実施になった場合でも、交付金の返還が免除されます。(多面)
- ④ 資金が不足した場合は、町や他の活動組織と協議の上、活動組織間で交付金の融通を受けることもできます。(多面)

【 注意事項 】

- ※ 国・県事業による災害復旧の自己負担分を、これらの交付金から支払うことはできません。(多面・中山間)
- ※ 災害復旧の実施により、交付金が不足したとしても災害用の上乗せ交付はありませんので、計画的な実施が必要となります。(多面・中山間)

【問い合わせ先】

庄内町農林課農林水産係
TEL : 0234-43-0308